

亀山市公告第75号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率を公表する。

平成27年10月8日

亀山市長 櫻井 義之

平成26年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
病院事業会計	-
農業集落排水事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-

- 1 亀山市に適用される経営健全化基準は20.0％である。
- 2 表中の「資金不足比率」における「-」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。